

日本医療安全調査機構の現況



「医療事故原因究明制度」に関する状況の変化

- 平成 6年 法医ガイドライン(日本法医学会『異状死ガイドライン』)公表
- 平成12年 厚労省通達「届出」(警察署届出義務)
- 平成13年 外科学会声明
- 平成16年 日本医学会声明
- 平成16年 医療事故情報収集等事業(医療機能評価機構)開始
- 平成17年 **内科学会「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」開始**
- 平成19年 厚労省『第二次試案』
- 平成20年 厚労省『第三次試案』
- 平成20年 厚労省『大綱案』
- 平成21年 民主党案『足立案』
- 平成22年 **日本医療安全調査機構設立**
- 平成24年 死因究明2法(『死因究明推進法』と『警察関連死因法』)交付
- 平成25年 **厚労省『第三者機関設置』提言**
- 平成26年 医療事故調査制度法制化

沿革 医療事故に関わる調査の仕組みなどにおける経緯

平成25年 5月	「医療事故に係る調査の仕組み等あり方検討会」とりまとめ
12月	社会保障審議会医療部会
平成26年 6月	医療事故調査制度を含む医療法改正法成立
7月	厚生労働科学研究費補助金事業
11月	「医療事故調査制度の施行に係る検討会」
平成27年 3月	「医療事故調査制度の施行に係る検討会」とりまとめ
4月	省令に関するパブリックコメント
5月	医療法施行規則の一部改正(事故調部分)公布
8月	『医療事故調査・支援センター』指定 支援団体の告示
10月	医療事故調査制度施行

平成27年8月17日付厚生労働省告示

医療法第6条の15第1項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める団体(医療事故調査・支援センター)
平成27年8月17日付厚生労働省告示第348号

第6条の15 第1項

厚生労働大臣は、医療事故調査を行うこと及び医療事故が発生した病院等の管理者が行う医療事故調査への支援を行うことにより医療の安全の確保に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、医療事故調査・支援センターとして指定することができる。

ホームページ

<https://www.medsafe.or.jp/>



一般社団法人 日本医療安全調査機構 (医療事故調査・支援センター)

文字サイズ 小 中 大 Google®カスタム検索 検索

サイトマップ

English

ホーム

当機構について

医療事故調査制度について

調査等業務について

リンク集



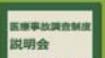
トピックス

2015年9月25日 医療事故調査・支援センターとしてスタートしました。

当機構は、改正医療法に基づく医療事故調査制度における医療事故調査・支援センターとして、指定を受けました。[業務開始は10月1日からです]

[続きを読む...](#)

医療事故調査
制度説明会の
記録



制度開始に先立ち開催された説明会の動画を掲載しています

お知らせ

2015年11月13日 **New** 「医療事故調査制度 1ヶ月の状況」について指道発表をいたしました

2015年9月25日 当機構ホームページをリニューアルいたしました

2015年9月24日 医療事故調査制度 説明会を開催しました

[お知らせ一覧はこちら](#)

医療事故報告
について



報告の具体的な手続

医療事故調査に関する
電話相談について
03-3434-1110

◎ プライバシーポリシー ◎ サイトポリシー

一般社団法人
日本医療安全調査機構
(医療事故調査・支援センター)



役員等名簿

理事長	高久史磨（日本医学会 会長）
副理事長	今村定臣（日本医師会 常任理事） 國土 典宏（日本外科学会理事長）
専務理事	田中 慶司（日本医療安全調査機構）
常務理事	木村 壮介（日本医療安全調査機構）
常任理事	小池和彦（日本内科学会理事長） 樋口 範雄（東京大学大学院法学政治学研究科 教授） 大久保 清子（日本看護協会 副会長）
理事	深山 正久（日本病理学会 理事長） 池田 典昭（日本法医学会 理事長） 塙 常雄（日本病院会 会長） 嘉山 孝正（全国医学部長病院長会議 相談役） 瀬古口 精良（日本歯科医師会 常任理事） 森 昌平（日本薬剤師会 副会長）
監事	里見 進（日本外科学会 監事） 寺本 民生（日本内科学会）
顧問	山口 徹（国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 顧問）

平成27年8月3日現在

理事14名、監事2名、顧問1名

社員加入学会・ 団体一覧

平成27年4月1日 現在

※社員以外の協力・支援団体
 ○日本医師会
 ○全国公私病院連盟
 ○全国自治体病院協議会
 ○全日本病院協会
 ○日本慢性期医療協会
 ○日本歯科医師会

1	日本医学会連合	23	日本薬剤師会	45	日本脈管学会
2	日本内科学会	24	日本看護協会	46	日本周産期・新生児医学会
3	日本外科学会	25	日本血液学会	47	日本人工臓器会
4	日本病理学会	26	日本内分泌学会	48	日本核医学会
5	日本法医学会	27	日本感染症学会	49	日本生殖医学会
6	日本医学放射線学会	28	日本循環器学会	50	日本心身医学会
7	日本小児科学会	29	日本アレルギー学会	51	日本癌治療学会
8	日本皮膚科学会	30	日本糖尿病学会	52	日本リンパ網内系学会
9	日本精神神経学会	31	日本神経学会	53	日本超音波医学会
10	日本整形外科学会	32	日本老年医学会	54	日本小児神経学会
11	日本産科婦人科学会	33	日本呼吸器学会	55	日本集中治療医学会
12	日本眼科学会	34	日本腎臓学会	56	日本臨床薬理学会
13	日本耳鼻咽喉科学会	35	日本リウマチ学会	57	日本脳卒中学会
14	日本泌尿器科学会	36	日本肝臓学会	58	日本高血圧学会
15	日本脳神経外科学会	37	日本胸部外科学会	59	日本透析医学会
16	日本麻酔科学会	38	日本心臓血管外科学会	60	日本肥満学会
17	日本臨床検査医学会	39	日本呼吸器外科学会	61	日本血栓止血学会
18	日本救急医学会	40	日本口腔科学会	62	日本血管外科学会
19	日本形成外科学会	41	日本気管食道科学会	63	日本プライマリ・ケア連合学会
20	日本リハビリテーション医学会	42	日本化学療法学会	64	日本手外科学会
21	日本病院会	43	日本輸血・細胞治療学会	65	日本理学療法士協会
22	全国医学部長病院長会議	44	日本生体医工学会		

医療事故調査・支援センターの現況

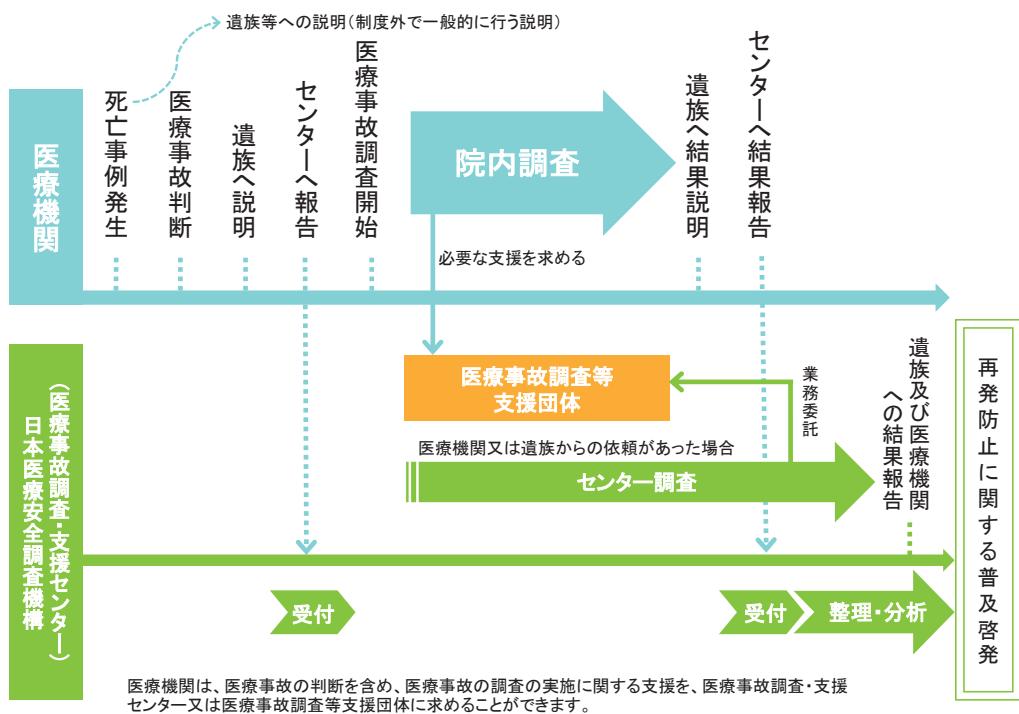


医療事故調査・支援センターの役割

医療法 第6条16(抜粋)

- ①病院等が行つた医療事故調査結果の報告により、収集した情報の整理及び分析を行う。
- ②報告をした病院等の管理者に対し、情報の整理及び分析結果の報告を行う。
- ③医療事故が発生した病院等の管理者又は遺族から、当該医療事故について調査の依頼があつたときは、必要な調査を行うとともに、その結果を管理者及び遺族に報告する。
- ④医療事故調査に従事する者に対し医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行う。
- ⑤医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行う。
- ⑥医療事故の再発防止に関する普及啓発を行う。
- ⑦医療の安全の確保を図るために必要な業務を行う。

医療事故調査の流れ



1. 医療事故の定義について

- 基本的な考え方

法律	第6条の10 病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるもの)をいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。	
省令事項		②「予期しなかったもの」
通知事項	①「医療に起因し又は起因すると疑われる」	②「予期しなかったもの」

○ 医療事故の範囲

医療に起因し、又は起因すると疑われる 死亡又は死産	左記に該当しない死亡又は死産
管理者が 予期しなかつたもの	制度の対象事案
管理者が 予期したもの	

※ 過誤の有無は問わない

医療事故の判断

① 医療に起因し、または起因すると疑われる

死亡または死産

+

② 管理者が予期しなかったもの

1. 説明していたと認めたもの
2. 文書等に記録していたと認めたもの
3. 事情聴取等の結果予期していたと認めたもの



3点のいずれにも該当しないもの



予期しなかったもの

1. 医療事故の定義について ○ 医療事故の判断プロセス

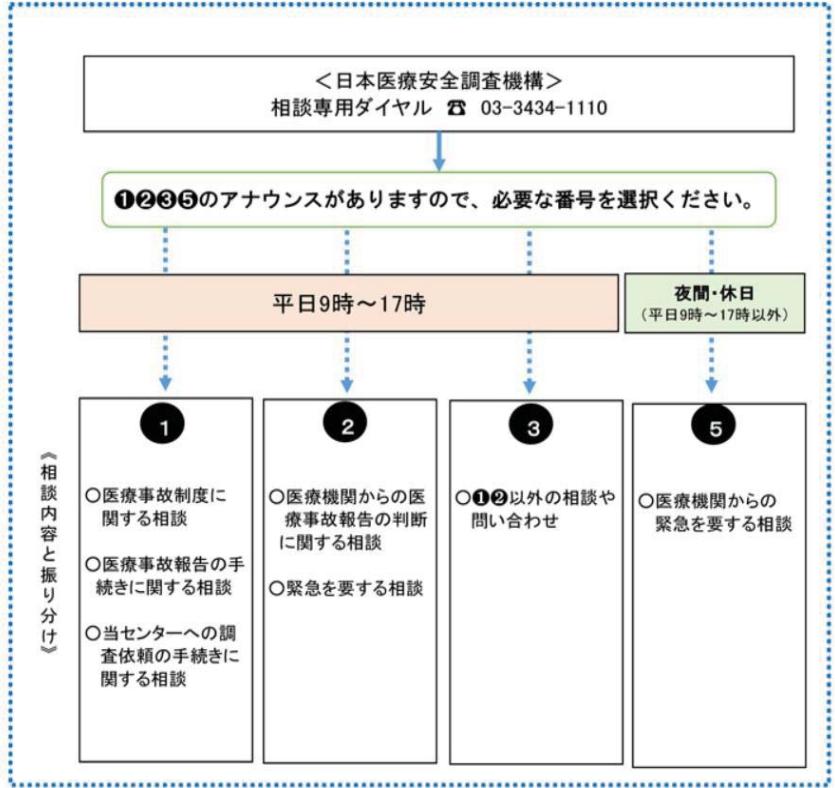
法 律	省 令	通 知
第6条の10 <p>病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6条の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。</p>		
第6条の11 <p>3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援を行うものとする。</p>		
第6条の16 <p>医療事故調査・支援センターは、次に掲げる業務を行ふものとする。 五 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。</p>		

医療機関での判断プロセスについて

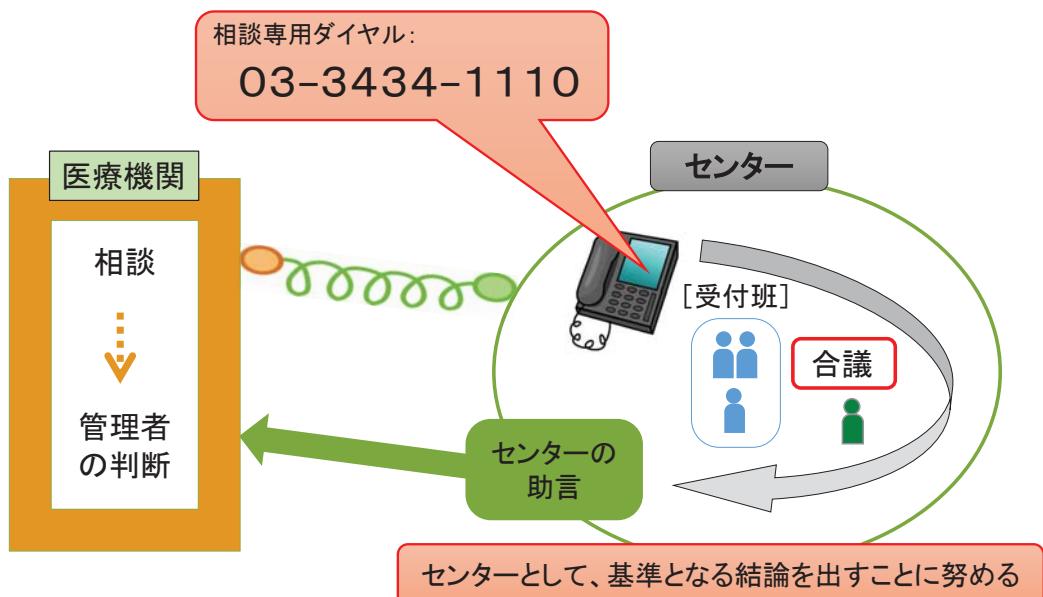
- 管理者が判断するに当たっては、当該医療事故に関わった医療従事者等から十分事情を聴取した上で、組織として判断する。
- 管理者が判断する上での支援として、センター及び支援団体は医療機関からの相談に応じられる体制を設ける。
- 管理者から相談を受けたセンター又は支援団体は、記録を残す際等、秘匿性を担保すること。

7

HPより



「医療事故調査・支援センター」における相談対応体制



医療事故の調査・報告

医療法改正
[平成26年6月]

第6条の10 [報告]

当該医療機関が主体

- 病院、診療所又は助産所の管理者は、医療事故が発生した場合には、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他省令で定める事項を「医療事故調査・支援センター」に報告しなければならない。

第6条の11 [調査]

- 病院等の管理者は、速やかにその原因を明らかにするために必要な「医療事故調査」を行わなければならない。
- 病院等の管理者は、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体（「医療事故調査等支援団体」）に対し、必要な支援を求めるものとする。
- 病院等の管理者は、事故調査を終了したときは、遅滞なく、その結果を「医療事故調査・支援センター」に報告しなければならない。

HPより

Web報告手順概略

Last Update : 2015年10月1日

ログインには、次の3つの情報が必要です。

- ID (事故報告管理番号)
- パスワード
- トークン（ワンタイムパスワード生成機）に表示される6桁の数字



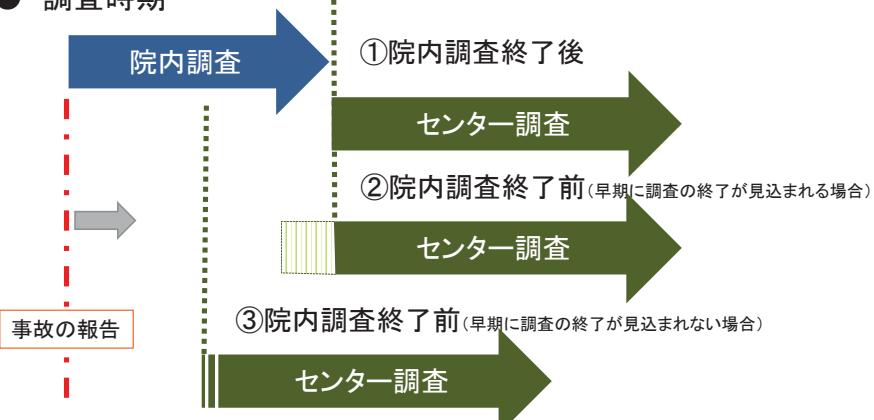
「トークン（ワンタイムパスワード生成機）」とは左の写真のような小さな機械で、ボタンを押すと6桁の数字が表示されます。表示される数字は時刻によって変化します。

センター調査

● 調査内容

センター調査(・検証)は、「医療機関が行う調査の方法」で示した項目について行う。その際、当該病院の状況等を考慮して行う

● 調査時期



整理・分析の方法

